

新型コロナウイルス感染対策に係る学校の対応について

令和5年5月10日付

十全看護専門学校

和田智恵子

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」に代わることを受けて、感染対策に係る学校としての対応を変更しますので、お知らせします。

1. 健康観察及び行動履歴の記録について

- ・毎日の健康観察は継続し、登校前の体温と症状の有無を学校が指定した Excel 表に入力する。
- ・登校時の検温と行動履歴の記録は廃止。
- ・看護学生としての自覚をもって行動する。

2. 学校への入室方法

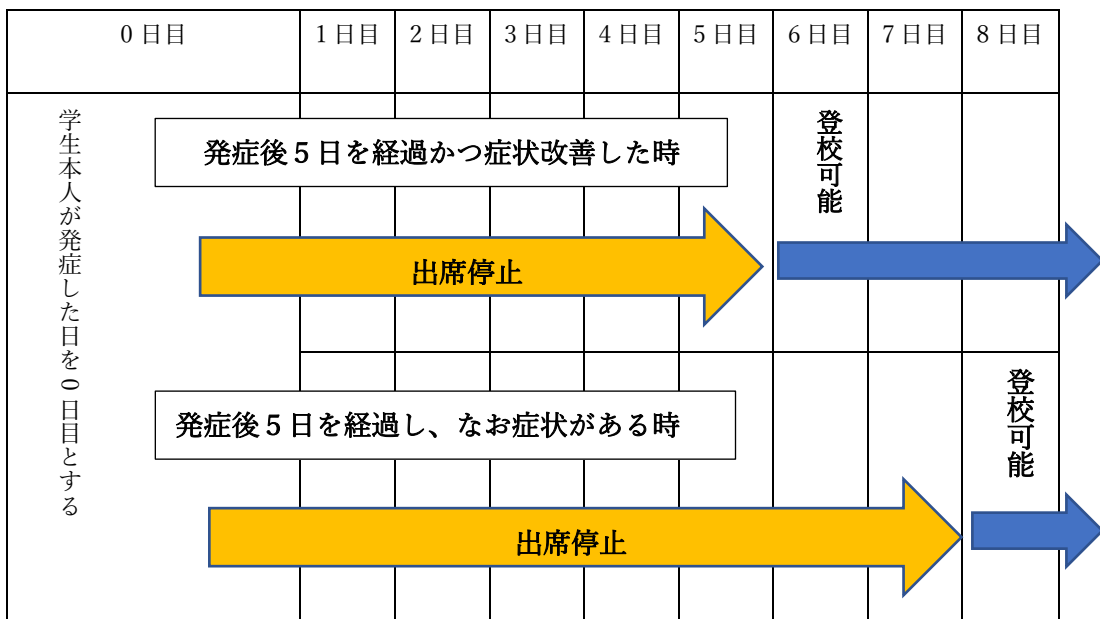
- ・登校時、東側入り口で手指消毒して校内へ入る。
- ・校内を移動するときは、各所に設置されている消毒薬で手指消毒を徹底する。

3. 本人または同居家族が陽性となった場合の対応

1) 学生本人が陽性となった場合、

学生本人が発症した日を 0 日目として、発症後 5 日を経過かつ症状改善後 24 時間経過すれば登校可。

発症後 5 日を経過し、なお症状があるときは 7 日間自宅待機とし、8 日目から登校可。



2) 同居家族が陽性となった場合

学生は自宅待機とはならず、陽性となった同居家族と接触した最後の日から 5 日間は体調に気を付けながら登校可。(陽性となった同居家族と接触した日の翌日または十分な感染対策をとった日から 7 日目までは発症の可能性あり)学校活動時は、手洗いや手指消毒、換気、マスク着用などの基本的な感染対策をしっかりと行う。

4. 欠席の取り扱い

- ・5類感染症(季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など)と診断された結果を学校へ連絡した時は、出席停止とする。

5. 日常の感染対策の強化

- ・日常の手洗いや手指消毒、換気、密になる場面の回避、黙食、環境整備など基本的な感染対策を徹底する。
- ・テーブルやパソコン、ドアノブなど校内で共用する設備は使用前及び下校時に消毒薬配合の環境用クロスで清拭消毒を徹底する。
- ・校内では、常時不織布マスクを着用する。

6. 臨地実習での対応

- ・実習病院や施設の方針に準じる。
- ・病院や施設によっては、行動履歴の提出を求めることもあるため、実習開始日からさかのぼって2週間の行動を記録できるよう準備する。

以上